

# I 卒業前の手続き

## 1 借用証書の提出

(使用様式：第7号様式「借用証書」)

修学資金は皆さんに看護師等学校養成所（以下、「看護学校等」といいます。）に在学中の学資として県が貸与したものです。このため、一定の要件を満たし返還が免除されるまで、又はお貸しした修学資金が全額返還されるまでの間、県は皆さんから借用証書をお預かりし、貸借関係を明確にしておく必要があります。

このため、修学資金の貸与がすべて終了（貸与期間の最終月の修学資金の受領を確認）したら、卒業前に各看護学校等の修学資金担当者へ借用証書（第7号様式）を提出してください。

(学校がとりまとめて県へ送付します。)

(県外の看護学校等に在学している方は、在学している看護学校等を経由せず、直接県に提出してください。)



(借用証書に関する留意事項)

- ・ 借受人の住所は、住民票に登録されている住所と一致するよう記入してください。
- ・ 借用証書に押印する連帯保証人の印鑑は、同時に提出する印鑑証明書で証明された印影と同じものを使用してください。
- ・ 借用金額（修学資金の貸与を受けた総額）に応じ、第7号様式の注に掲げられている金額分の収入印紙を郵便局等で購入し、借用証書の左上の所定の欄に貼付し、借受人の印鑑で消印（割印）してください。

## お 願 い

**例年、卒業後に修学資金の手続きをしようとして、貸与決定番号や借用金額を忘れてしまった、この手引を紛失してしまったなどの問い合わせが多数あります。**

**必ず表紙裏の覚書に自分の貸与決定番号等必要事項を記入しておき、この手引は卒業後も長期間（多くの方は最低5年間は必要です。）大切に保管してください。**



## Ⅱ 卒業後の手続き

### 1 卒業後に必ず行う手続きについて

看護学校等を卒業したら、①から④のいずれかの手続きが必要です。

#### ① 卒業後、県内の特定医療施設（下記参照）に看護職員として就職した場合

（使用様式：第9号様式「修学資金返還債務履行猶予申請書」）

看護学校等を卒業後、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下、「看護職員」といいます。）の資格を取得し、直ちに新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（以下、「臨時貸与条例」といいます。）及び新潟県看護職員修学資金貸与条例（以下、「基本貸与条例」といいます。）で指定する県内の医療施設（以下、「特定医療施設」といいます。）において看護職員として5年間継続して看護業務に従事すると修学資金は返還免除されます。（臨時貸与条例第4条第1項第1号）



特定医療施設とは？（臨時貸与条例第4条第2項、基本貸与条例第7条第2項）

- 病床数が200床未満の病院
- 精神病床が全体の80%以上を占める病院
- 診療所
- 障害児入所施設（重症心身障害児に対し治療を行う施設）
- 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定医療機関
- 母子健康包括支援センター（助産師に限る）
- 地域保健法に規定する特定町村（保健師に限る）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 訪問看護ステーション

この免除の要件を満たさなければ、修学資金は返還していただく必要がありますが、返還しなくてよいかどうかは、実際に継続して5年間勤務した後に決定されます。このため、「修学資金返還債務履行猶予申請書」（第9号様式）を県に提出していただき、免除の要件に達するまで修学資金の返還を猶予します。（申請書裏面の業務従事証明書に就職先の特定医療施設から必ず証明を受けてください。）

この申請書が提出されると、県で審査し返還を猶予する旨の通知書が申請者へ送られます。



この手続は修学資金の返還を猶予するだけであって、返還が免除されるものではありません。5年間継続して県内の特定医療施設等で看護職員として就労した後に免除の申請をする必要があります。（「Ⅲ修学資金の手続きの完了」を参照。）



（修学資金返還債務履行猶予申請書に関する留意事項）

- ・ 提出期限は、看護師等の免許を取得し、すぐに就職してから1か月以内です。なお、看護師等の免許を取得しても、すぐに特定医療施設に就職しない場合は、返還を猶予する条件に該当しませんので、申請されても無効となり修学資金は全額返還していただくことになります。
- ・ 「看護職員の業務に従事すること」が免除の条件になりますので、猶予希望期間の始期は、採用日ではなく免許登録日（看護業務を法律上行えることとなる日）となります。（4月1日採用でも免許登録日が4月10日であれば、4月10日が猶予の開始日となり、猶予の満了日は5年後の4月9日になります。）
- ・ 借用証書に記入した住所から、就職に伴う転居等による住所変更等がある場合は、「住所（氏名）変更届」（第3号様式）も併せて提出してください。

## ② 卒業後、就職しなかった場合や県内の特定医療施設以外に就職した場合

(使用様式：第10号様式「修学資金返還届」)

看護学校等を卒業し、看護師等の免許取得後もすぐに就職しなかった場合や一般企業、大規模病院、県外の医療施設等、免除対象となる県内の特定医療施設以外に就職した場合（看護師免許等を取得しなかった場合を含む）は、貸与した修学資金を全額返還していただくことになりますので、「修学資金返還届」（第10号様式）を県へ提出する必要があります。

この申請書が提出されると、県で審査し返還を行うよう返還通知書が届出者へ送られます。



(修学資金返還届に関する留意事項)

- ・ 提出期限は学校卒業後1か月以内（3月卒業であれば4月30日まで）です。
- ・ 修学資金の返還は、「一括」又は貸与期間と同じ月数による「月賦」の2通りから選択していただきます。（月賦方式を選択した場合、3年間(36か月)貸与を受けた場合は、返還も36回(月)に分割して返還することになります。）なお、原則として一度選択した返還方法を変更することはできません。
- ・ お支払い方法は別途お知らせします。
- ・ 借用証書に記入した住所から、就職に伴う転居等による住所変更等がある場合は、「住所（氏名）変更届」（第3号様式）も併せて提出してください。

## ③ 看護師等の免許を取得しなかった（できなかった）場合

看護学校等を卒業したものの免許を取得しなかった（できなかった）場合は、次回の免許試験の結果が出るまで返還等の手続きを保留できます。保留する場合は、別途報告書を提出してもらう必要がありますので、必ず表紙記載の県修学資金担当宛てに電話連絡をしてください。

また保留は1回のみで、2回目の免許試験でも不合格の場合は、返還の手続きが必要です。

## ④ 進学する場合

(使用様式：第9号様式「修学資金返還債務履行猶予申請書」)

准看護師養成所から看護師養成課程へ進学する場合や、看護師養成所から保健師、助産師養成課程へ進学する場合など、看護学校等を卒業後さらに進学される方は、その進学している期間（修学期間）に限り修学資金の返還を猶予しますので、「修学資金返還債務履行猶予申請書」（第9号様式）を県に提出する必要があります。（申請書裏面の在学証明書に進学先の学校等から必ず証明を受けてください。）

なお、進学先の学校等で在学期間が延長（休学、留年等）となる場合は、その期間について猶予期間を延長することができますので、再度「修学資金返還債務履行猶予申請書」（第9号様式）を県に提出してください。



修学資金が免除されるためには、進学先を卒業（又は退学）し、看護師等の免許取得後、すぐに特定医療施設に看護職員として就職し、5年間継続して勤務しなければなりません。このため進学先を卒業後は、上記①から③のいずれかの手続きを行っていただく必要があります。



(修学資金返還債務履行猶予申請書に関する留意事項)

- ・ 進学する場合の提出期限は、学校卒業後1か月以内（3月卒業であれば4月30日まで）です。
- ・ 借用証書に記入した住所から、進学に伴う転居など住所変更等がある場合は、「住所（氏名）変更届」（第3号様式）も併せて提出してください。

## 2 修学資金の返還猶予期間中や返還中に必要により行う手続きについて

修学資金の返還が免除されるまでは最低5年間かかりますし、修学資金を月賦で返還することとなった場合も借りていた期間と同じだけの期間がかかり、手続きがすべて終わるまでは相当期間になります。この間に結婚等による住所・氏名の変更や事情により転職しなければならない場合もあるかもしれません。

修学資金が免除又は返還が完了するまでの間は、下記のような届出が必要になりますので、このようなことがあった場合は忘れずに手続きを行ってください。

### ① 業務従事状況の報告（毎年度4月末日までに報告）

※修学資金の返還猶予期間中の方のみ必要な手続きです。

（使用様式：第11号様式「業務従事状況報告書」）

返還猶予期間中は毎年度4月末日までに「業務従事状況報告書」により前年度の業務従事状況を県へ報告してください。（就労先の特定医療施設から業務従事した証明を受けてください。）

### ② 借受人（本人）及び連帯保証人の転居、氏名変更等の届出

（使用様式：第3号様式「住所（氏名）変更届」）

借受人本人又は卒業時に提出した「借用証書」に記載された連帯保証人の住所、氏名等が変更となった場合は、必ず「住所（氏名）変更届」（第3号様式）に住民票の写しを添付して、県へ届出してください。

### ③ 連帯保証人変更の届出

（使用様式：第4号様式「連帯保証人変更届」）

卒業時に提出した「借用証書」に記載した連帯保証人を別の者に変更する必要がある場合は、必ず「連帯保証人変更届」（第4号様式）に、新しい連帯保証人の印鑑証明書を添付して、県へ届出してください。

### ④ 借受人（本人）が死亡した場合の届出

（使用様式：第6号様式「死亡届」）

借受人本人が死亡した場合は、相続人等である親族が「死亡届」（第6号様式）に、死亡診断書又は除籍抄本を添付して、県へ届出してください。なお、死亡の理由等により、その後の修学資金の返還等が免除される場合があります。

### ⑤ 返還猶予期間中に転勤、転職又は退職した場合の届出

※修学資金の返還猶予期間中の方のみ必要な手続きです。



返還猶予期間中に転職したり、一旦退職後に再就職をした場合などは、修学資金を返還していただく場合があります。また、その際返還の一部免除（減額）があったり、再就職した場合はその後の免除されるまでの猶予期間に変更が生じる場合があります。状況により個別に手続き等も変わってきますので、まずは県へご相談ください。

## 1) 転勤の場合（同一法人内の別の病院への職場異動等）

（使用様式：第5号様式「勤務先変更届」）

看護学校等を卒業し、看護師等の免許取得後すぐに県内の特定医療施設へ看護職員として就職し、5年間の猶予期間中に人事異動等により勤務先が変更になった場合（同一病院内での担当部署の配置換え等を除く。）は、「勤務先変更届」（第5号様式）を県へ届出してください。



### （転勤等の場合の留意事項）

同一法人内の転勤であっても、転勤先の病院等が特定医療施設に該当しない場合（県外への転勤や転勤先の医療施設が200床以上の病院である場合等）は、原則として修学資金は返還していただくことになります。また、同一病院内の配置換え等により、看護職員の業務に従事しなくなった場合（例えば、看護師業務から看護師資格を要さない経理業務等へ異動となった場合等）も同様ですので、人事異動等の際は十分留意してください。

なお、事業主の命令等によりやむを得ず人事異動に応じなければならない場合等は、個別に判断させていただきます場合もありますので、あらかじめ県へお問い合わせください。

## 2) 転職、退職の場合

（使用様式：第5号様式「勤務先変更届」、第10号様式「修学資金返還届」等）

猶予を承認された特定医療施設を退職し、別の県内の特定医療施設等に概ね1か月以内に再就職する場合は、「勤務先変更届」（第5号様式）を県へ届け出てください。

なお、再就職先が一般企業であったり、200床以上の病院や県外の病院等、県内の特定医療施設に該当しない場合又は家事専念等により再就職しない場合等は、速やかに「修学資金返還届」（第10号様式）を県へ提出してください。（1の②参照）



### （転職等の場合の留意事項）

- ・ 概ね1か月以内に再就職しなかった場合は、退職と同じ扱いとなり「修学資金返還届」（第10号様式）を県へ提出していただき、県内の特定医療施設へ再就職するまでの間、貸与していた月額に応じた金額を毎月返還していただくことになりますのでご注意ください。
- ・ 退職後、再就職をしないため一旦は修学資金の返還をはじめた方が、修学資金の返還がすべて終わる前に特定医療施設に再就職した場合は、そこから再度修学資金の返還を猶予することができます。この場合の猶予期間（免除までの必要な期間）は、原則として5年からすでに県内の特定医療施設で就労した期間を差し引いた残りの期間となります。
- ・ 猶予期間中に退職し修学資金を返還する場合、既に県内の特定医療施設で看護職員として従事した期間が修学資金を受けていた期間（修学期間）を超える場合は、修学資金の返還額の一部が免除（減額）されます。



## Ⅲ 修学資金の手続きの完了

### 1 修学資金返還免除の手続 (返還免除に必要となる業務従事期間を満了した場合)

(使用様式：第8号様式「修学資金返還債務免除申請書」)

看護学校等を卒業し、看護師等の免許取得後すぐに県内の特定医療施設に看護職員として従事するため、修学資金の返還の猶予の承認を受けていた方は、その猶予期間が満了したら（5年間従事し終えたら）、1か月以内に「修学資金返還債務免除申請書」（第8号様式）を県に提出し、免除の承認を受けなければなりません。（申請書裏面に就労先の医療施設から5年間の業務従事した証明を受けてください。）

この申請書が提出されると、県で審査し修学資金の返還について免除することが承認され、免除の承認通知書と卒業時にお預かりした「借用証書」（第7号様式）が申請者に返却されます。



(修学資金返還債務免除申請書に関する留意事項)

- ・ 貸与決定番号、借入金額等については、この手引の表紙裏に卒業時に記入しておいた覚書を見て、間違いなく記入してください。
- ・ 申請書裏面の業務従事証明書は、5年間の業務従事状況が証明されていなければなりません。このため、転職等により勤務した特定医療施設が複数ある場合は、それぞれの特定医療施設から証明を受け、通算して5年以上勤務していることが確認できなければなりません。この場合は、業務従事証明書をコピーし、それぞれの特定医療施設から証明書を作成してもらってください。

### 2 修学資金の返還が完了した場合

卒業し、看護師等の免許取得後すぐに就職しなかった場合、県内の特定医療施設に看護職員として就職しなかった場合や一旦は県内の特定医療施設に看護職員として就職しながら5年間勤務しないで退職してしまった場合などは、修学資金の全額又は一部を返還してもらう必要があります。

修学資金の返還は一括又は月賦で支払うこととなりますが、この返還がすべて完了すると、県の方で収納状況を確認し会計処理が終了した後に、借受人本人へ卒業時にお預かりした「借用証書」（第7号様式）が返却されます。



修学資金の手続きは、免除の場合も返還の場合も、すべての手続きが終了すると必ず「借用証書」（第7号様式）が本人へ返却されます。この「借用証書」が戻らない間は、県と皆さんとの間の貸借関係は続いていることになります。

特に修学資金返還免除の申請は、卒業から5年間経過した後に手続きしてもらうため、申請を忘れてしまいかねません。「借用証書」が手元に戻るまでは手続きは終わっていないと覚えておき、忘れずに手続きを行ってください。

